

## 《2019 年度入園者 募集要項》

### ☆2019 年度の利用定員予定です

1号認定児	3才児 20名、4才児 25名、5才児 30名	計	75名
2号認定児	3才児 20名、4才児 20名、5才児 15名	計	55名
3号認定児	0才児 3名、1才児 18名、2才児 18名	計	39名
			合計 169名

### ☆2019 年度の募集予定人員は

1号認定児	満3才児 5名、3才児 18名、4才児 3名
2号認定児	3才児 3名
3号認定児	0才児 3名、1才児 11名、2才児 3名

\*クラス構成は、3才児クラス 20名編成、4・5才児クラス 25名編成の「少人数編成」です。

### ☆入園手続きに関して…直接、竜ヶ崎幼稚園までお申し込みください

1号、2号、3号認定児とも、11月1日(水)午前9時より、定員に達するまで受け付けます。

・入園申込みは、「入園願書」の他入園に必要な書類にご記入のうえ、施設環境整備費(10,000円)を添えてお申し込みください。

\*1号認定と、2号3号認定で提出書類が異なりますのでご注意ください。提出に必要な書類は、竜ヶ崎市作成の「幼稚園・認定こども園利用のご案内」をお読みください。なお、2号3号認定を希望される方で、他市町村に住民票のある方は、該当する役場に「入所申込書」と「支給認定申請書」を提出となります。

### ☆保育料等納付金について

基本となる保育料は、国の定めた基準をもとに、各市町村が定めた金額となります。市町村によって保育料額は異なりますのでご注意ください。参考として、竜ヶ崎市が定めた「子ども・子育て支援新制度における利用者負担額について(ご案内)」を次ページにつづりましたのでお読みください(他市町村の方は、それぞれの市町村窓口でお求めください)。

大きな点として、2号認定・3号認定児の保育料は、保育所(園)と全く同額です。

また、保育料に加えて、毎月以下の金額を納入いただきます。

- ・教育向上費 2,000円(本園独自の教育保育活動を行うもの)
- ・月刊絵本代 420円
- ・施設設備環境整備維持費(冷暖房費を含みます)

1号認定児 1,500円、2号3号認定児 2,500円

- ・給食維持費 5,500円(1号認定児の主食・副食費の合計額です。水曜日は、お弁当です)  
2,000円(2号認定児の主食費です。水曜日のお弁当に協力くださると、主食費は免除します)

\*満3歳児(ことり組1号認定児)は、主食・副食・間食の合計額として8,750円を徴収します。

- ・バス維持費 3,500円(片道は2,500円)
- ・父母の会費 350円(弟妹が同時在園の場合、2人目からは200円)

\*行事費は、都度実費徴収です。希望購読絵本・個人持ち教材は実費を徴収します。

\*傷害保険料は、年1回徴収します。1号2号認定児は1,810円、3号認定児は1,895円です。

\*1号認定児の預かり保育料並びに2号3号認定児の延長保育料は、別紙「認定こども園ぶどうの木竜ヶ崎幼稚園2019年預かり保育料・延長保育料」をお読みください。

### ☆第2子、第3子への保育料軽減措置は、所得制限をはずして行われます

なお、現在政府において、1号2号認定児の保育料無償化が検討されています。

- ・1号認定児で、上に小学校3年生までの兄弟がいる場合、第2子の保育料は半額免除となり、第3子の保育料は全額免除となります（保育料以外は免除されませんのでご注意ください）。
- ・2号3号認定児は、兄弟で同時在園の場合、第2子の保育料は半額免除となり、第3子の保育料は全額免除となります（保育料以外は免除されませんのでご注意ください）。

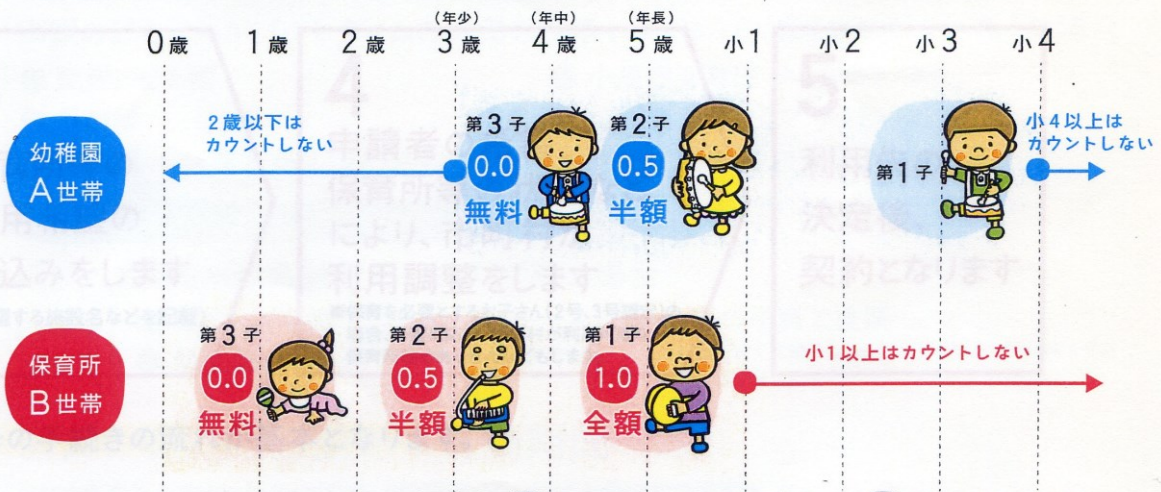
### 多子世帯の保育料の軽減

幼稚園や保育所、認定こども園などをきょうだいで利用する場合、  
最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

- **幼稚園**では、年少から小学校3年までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- **保育所**では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※ただし、第1子が年少から小学校3年までの範囲外になった場合（成長して小4以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

※ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。



●内の数値は、第1子の保護者負担を1.0とした場合の負担割合

※認定こども園の場合、教育標準時間認定を受ける子どもについては幼稚園と、保育認定を受ける子どもについては保育所と同様になります。  
※小規模保育を利用する場合、保育所と同様になります。

！新制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

